

決意宣言

尼崎労働基準監督署管内における労働災害は、関係者の不斷の努力により長期的には減少傾向にあるが、令和五年においては、十一月末速報値で三百七十八人の労働者が休業四日以上の労働災害に被災され、うち一人が死亡され、尊い命が失われました。

これらの労働災害を見ると、転倒灾害、動作の反動・無理な動作による災害、はさまれ・巻き込まれ災害が多く発生しており、全体の五十六%を占めている。製造業、建設業においては、休業見込三〇日以上の災害が六割以上を占めており、依然としてはさまれ・巻き込まれ及び墜落・転落灾害など重篤な災害が発生している。また、転倒灾害など作業行動に起因する災害も中高年層で多発している。

一方、健康確保においては、過重労働による脳・心臓疾患や精神障害が社会問題となつており、「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」により事業場内の化学物質管理体制の整備等が必要となつていて。さらに、治療と仕事の両立のための就労支援の充実も求められている。

将来の予測の困難な現代において、安全衛生活動を推進し、諸課題を克服していくためには、デジタルトランスフォーメーションに代表されるイノベーションをハード・ソフト両面で取り入れ、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応しなければならない。

労働災害のない、安心して働く職場環境を実現することは、すべての働く人の願いである。そのために、令和五年度を初年度とする尼崎第十四次労働災害防止推進5か年計画において、労使協力のもとに実施する安全衛生の取組みが達成された結果として期待される「アウトカム指標」の達成に向け、経営トップの率先のもと、労働者の安全と健康を確保するための自発的な安全衛生活動を促進することや、兵庫リスク低減M-S運動（二期）の取組みにより継続的なリスクアセスメントの実施を推進することが重要である。

私たちは、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たに、すべての関係者が一丸となつて、労働災害防止対策に取り組むことをここに誓うものである。

右、宣言する。